

第4回新城市市民自治会議

令和元年12月10日（火）午後6時30分から
新城市役所4階第1会議室

開 会 午後6時30分

○事務局 皆さん、こんばんは。お疲れのところ御参加いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第4回新城市市民自治会議のほうを開催したいと思います。

冒頭に先立ちまして、会長より御挨拶を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 どうも皆さん、こんばんは。

第4回目の新城市市民自治会議になります。今日は、審議すべき重要な案件が1件、そしてこの自治基本条例に基づいて確認をして、今後どうなっていくかについての皆さんの御意見をいただくという報告に近い案件が3件、今日は用意されています。

今日の会議は大変重要な会議になりますので、公開政策討論会に関わっていることに多分、時間を随分取らせていただくことになるかと思っておりますので、どうぞ重みをもってお見えになることを率直に、今日はたくさん御審議いただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。それでは、これより会長のほうに議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 それでは、本日の議題として、まず（1）公開政策討論会条例について、こちらのほうから進めてまいりたいと思います。事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 事前に郵送のほうをさせていただきました資料についての御説明を、まずさせていただきます。

1点目は、公開政策討論会を条例で定め、公費で市長が開催することについてということで、一部聞き取りではありますけれども、有識者の方に聞いております。かなり聞き方も乱暴な荒い聞き方をしていますので、メモ程度のものを文字で起こしているということ、あらかじめ御了承ください。

もう既にお目通しかと思いますけれども、概要だけ順番に説明させていただきたいと思

います。

まず、有識者Aという方につきましては、そもそも公職選挙法上、違法となる疑いがあるということで、公職選挙法の129条、事前運動の禁止の疑いがあるかもしれないということでした。もともと公職選挙法を所管してます国の総務省は、JC、青年会議所が各地方で行ってます公開政策討論会につきましては、事前運動となる恐れもあることから1歩引いてみていたということで、ただ、実際の運営上、JCの方々が事前運動に当たらないように適法に運営していたということから、今まで129条に違反する事例というのはなかったかなということをおっしゃいました。

その次は、条例で位置づけて市長、市が開催することについては、適当ではないという指摘を受けますよというコメントでした。

それに対してBの方の御意見は、適当でないことと違法であることの区別をしなければならぬということで、公職選挙法のどの条文に違反するのか指摘して、論点をはっきりすべきだという意見でした。

Cの方は、公職選挙法の趣旨というものは、候補者に守らなければならない最低限のルールであって、そのルールの中で自由に政治運動や選挙運動ができるというのが公職選挙法の趣旨であるにもかかわらず、新城市のみが条例で立候補予定者に公開政策討論会に参加を強いることは公職選挙法の趣旨から逸脱すると考えられ、妥当ではないというコメントでした。

Dの方は、そもそもこの条例を作ることについては、政治活動の自由を制限することとなるため反対。法律や条例を作るのは民主主義である以上、民意ということであって、条例で候補者の政治活動に制限をかけるのはどうかと。しかしながら、地方自治体の今回、チャレンジと受けとめるとすると応援はしたいというコメントでした。

最後、Eの方は、公職選挙法の法の目的と効果を阻害しなければ、この条例を作ることができるという解釈です。一方で、政策討論会の主催者が市長であることで違法の問題も出てくるかな。また、市長主催の方式というのは、運用面から見たら窮屈ではないかという御指摘でした。公職選挙法の第6条によって、選挙管理委員会、市にありますけれども、選挙管理委員会は選挙に関し常時啓発することとされています。これを市長の仕事とするのは、違法のおそれがあるのではないかと。

それから、条例の目的は政策や人柄を知ることとか、市政や選挙への関心を高めることとありますけれども、これはそもそも市長の仕事ではなくて、市の選挙管理委員会の仕事ではないかという疑義も出てきます。政策討論会は選挙活動ではなくて、あくまでも政治活動であることが考える上での基本的なスタンス。

法律、公職選挙法上の199条の2によりまして、公職の候補者になろうとする者は、この選挙区にある者に対して、いかなる理由をもってするも問わず寄附をしてはならないとされています。開催費用について、市長を含めた立候補予定者が負担する場合、この公職選挙法の199条の2、寄附に当たるという疑問も出てきます。行政が民間団体を支援する形がいいかなということで、本当に最初に説明した中で、まだ条例案もかたまっていない中での、こちらの投げかけに対しては、このような回答をいただいております。

続きまして、それを各委員の皆様からいただいた意見を、前回配付した条例の改正案の該当項目を入れたものになります。

こちらは、まず自治基本条例の改正案についてはコメントは特にありませんでしたけれども、政策討論会条例のほうにつきましては、各委員の皆様から意見をいただいております。

会長、ここは御意見いただいた委員の方に趣旨説明はしていただいても。

○会長 まず、一通り説明していただいてから、趣旨説明という形でやられたらどうでしょう。

○事務局 はい。それではまず最初に、前文としまして〇〇委員から意見をいただいております。新城市では、自治基本条例を定めて、まちづくりの基本原則にある市民役の原則、参加協働の原則、情報共有の原則にのっとり、まちづくりを進めている。そして、この原則を具体的に進めるために、新城市では市民まちづくり集会、地域自治区、若者政策などを行ってきました。また、自治基本条例の第21条に情報の公開、情報の提供、個人情報に関する権利の保障がうたわれ、市民の知る権利を保障し、開かれた市政運営に努めています。他方で、地方自治法140条におきましては、市町村長の任期が4年と定められ、149条において市町村長に担当事務をつかさどる権利が与えられています。この担当事務において市町村長には、市民生活における重大な政策やまちづくりの具体的な事務事業の予算提案と執行の権限等が与えられています。

そして、こうした権限を有する市町村長は、住民の選挙によって決められます。現在、選挙における長候補者の政策を知るため、選挙公報、演説会等さまざまな方法がありますが、候補者同士の討論会開催の推進制度はなく、これまで地域住民で組織する公益団体によって任意に開催されてきました。そこで、自治基本条例第21条の市民の知る権利を保障するため、市長立候補予定者の政策や人となりを知るための仕組みとして、ここに新城市市長選挙立候補予定者政策討論会条例を定めません。

こういう前文をいただいております。

それ以降は、第1条、第2条、第3条とありますけれども、第3条のところに御意見を〇〇委員からいただいております。

これは、第2項の市長は2人以上の立候補予定者から政策討論会に参加したい旨の申し

出があった場合は、政策討論会の開催を決定するものとするという規定に対して御意見をいただいているものでして、2人以上の立候補予定者が政策討論会に参加したい旨の申し出があった場合に開催を決定するのではなく、2人以上の立候補予定者がいたら政策討論会を開催したらよいのではないかと思います。現状で市民が政策の内容がわからない、興味がないとの意見もある中で、自分で調べるなどの行動も期待できないため、政策内容が深く知りたくて検討会に来てくれる人には、立候補予定者の思い、政策の内容をしっかりと伝えてほしいですという御意見をいただいております。

同条の3項には、市長は前項の決定、これは開催の決定なんですけれども、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならないとしまして、開催の日時、場所、立候補予定者の氏名、必要と認める事項とありますけれども〇〇委員からは、大まかな政策の内容を部分的に公表としたほうが、市民の興味関心をひきやすいと思います。新城市は面積が広く公平性を保つため、開催場所、新城、鳳来、作手の記載は必要だと思う。開催回数は、努力義務程度でよいのではないかと。開催結果については、参加できなかった市民のためにホームページ、防災行政無線等で周知し、知る権利を保障する。具体的な手段の記載が必要ではないかという御意見をいただいております。

続いて、第4条の主催者が講ずべき措置というところで、市長は次に掲げる事項に配慮して開催しなさいということなんですけれども、第1号の選挙について市民の関心を高めることにつきましては、〇〇委員から、市民の関心を高めることとあるが、どうやってわかりやすくしていくかについては、条例制定後もさまざまな角度から、その時代に合った理解を深める努力が必要であり、市民の側からの提言を継続して行うことが大事となるとあります。

続いて、第2号は、政策討論会に参加する立候補予定者の掲げる政策及びこれを実現するための方策について、市民が理解を深められること、これを市長は配慮して運営しなければならないということについての〇〇委員です。

市民の理解が深まることとあるが、(1)との関連性もありますが、運営面からもそのことがなし遂げられるような努力が必要となるという意見です。

続いて、3号です。議事運営は公正かつ公平に行われることを基本とし、市民の視点でわかりやすい内容及び方法で行われること。これについて〇〇委員からは、公平性については最大限担保しなければならない。首長選挙とは1名しか選ばれない選挙ということで、候補者は必然的に敏感になる。ということは、各陣営ごとに、そのことについて少しでも自分の陣営に不利益になるものならヒートアップしていく可能性がある。そうならないような仕掛けや手直しが途中途中必要になるのでと考えるという御意見でした。

続いて、5条は情報の提供ということで、第6条の座長のところになります。政策討論会は、市長が指名する者、これを座長といいますが、座長が進行をつかさどる。座長は発言者の発言を制限し、傍聴人の退場を命ずる等、議事の整理または秩序の保持のために必要な措置をとることができるという規定に対して、〇〇委員からは、政策討論会の座長には次のような責任があると思います。1つ、座長は全ての立候補者に対して中立でなければなりません。2、座長は討論会を盛り上げなければなりません。3、討論会の進行を妨げる行為、やじなどをやめさせなければなりません。ということで、市長が指名する者が座長になると書いてあります。その場合、座長の中立性が危ぶまれます。市長が再度立候補する場合は、特に問題になると思います。ただし、討論会に出る立候補者全員が了承す

れば問題はなくなると思いますが、座長の中立性について考慮していただきたく存じますという御意見でした。

めくっていただきまして、第7条は、結果を公表するという規定、第8条が委任という規定になります。詳しくは、規則で定めるといふ委任の規定になりますけれども、これについて〇〇委員からは、平易な文面にて大変わかりやすい文章で好ましいと思います。費用面や運営メンバーについての表記も必要かと思いますが、座長に委任にて第8条ののり別途定めるので包含されるものとも理解できますが、このところが一般からの注目点ではありますので、明記の可否はいかがでしょうかという投げかけをいただいております。

最後、全般的な御意見として〇〇委員からは、主権者教育という言葉について委員の間で意見がまとまらない感じがします。この言葉を使う必要はないと思う。市民に意味を周知できない、つまり使うのであればわかりやすい単語でどうかということで、次に、条例の見直しに関する文言の記載があるとよいと思う。最後に、政策討論会と言うと敷居が高い感じがするので、もっとやわらかい言葉を使ってもいいかもしれないという御意見をいただいております。

ありがとうございました。

○会長 今、皆さんの御意見を反映させたところとして紹介いただきました。そこで、意見を寄せていただいた6名の方に、それぞれ寄せていただいたところについて今ざっと紹介をしていただいたので、その理由とか、あるいは補足すべきことがあれば指摘をしていただく時間をしたいと思います。その上で、皆さんに意見をいただくようにしたいと思います。

最初に、〇〇さんからお願いします。

○委員 この条例が第1条から始まるという唐突というか、こういう議論があつてというように、前文をつけ加えることによっ

て、その過程というのが少しかいま見えるんじゃないか。少しというか、かいま見て、条例というのは必要じゃないかということで、この前文を加えました。

ちょっと私もこなれてない文言が多々あると思うので、そこら辺はそちらの専門家にゆだねたいというふうには思っていますが、いずれにしてもまちづくり集会でこちらのワーキングじゃないか。

○事務局 作業部会ですか。

○委員 作業部会か。作業部会で報告がありました。ああいう前段がやっぱり、ああいう場では見える。だけど、この条例にうたわないとちょっと見えないんじゃないかということで、こういうつけ加えたということでありませう。以上です。

○会長 わかりました。内容は皆さんのまたお考えもあると思いますけれども、ともかく前文を使用したほうが良いという御指摘でもありました。

それでは続きまして、第3条の。これは、〇〇さんが指摘をいただきました。いかがですか。

○委員 この文このままなんですけれども、特に若い人に見られるのかなと思うんですけど、政策の内容がわからないや、また興味がないということ言ってる人が結構いて、今でも携帯とか調べれば結構政策の内容が載ってるのにもかかわらず、自分で見てみよう、調べてみるという行動がちょっと期待できないので、逆に自分のこと、自分の地域のことだったり関わる重要なことをもっと知りたいたか、その本人の口から聞いてみたいという人もいる中で、その立候補予定者も自分がこういった政策を考えているんだよとか、こういった町にしていきたいという思いも抱いて立候補してるので、こういった場を積極的に開催して、直接思いを伝える場があったほうがいいんじゃないかなと思って、この意見を言いました。

○会長 ありがとうございます。続いて、
○○さん、いかがですか。後ろのほうもありますけども、全てに御指摘いただいているので。

○委員 まず、最初の開催の関係のところなんですけども、やっぱり具体的に、新城って面積が広いもんですから3カ所でやりますよという、そういった記載ってあったほうがいいんじゃないかなというふうに感じて意見を出ささせていただきました。来れない人、行きたくても行けない人、いろんな方いると思うんですけども、そういった方にやっぱり周知を図れるようなこともしっかりやりますよって、その中で討論会ですよという、そんな意味合いで具体的な結果の伝達方法というのは入れたほうがいいんじゃないかなということで、意見を出ささせていただきました。

あと、一番最後のほうですけども、今日も先ほど主権者教育の話の中をされて、前回はいろんな意見が出たと思うんですけども、自分も主権者教育ってじゃあ説明してくださいって言われたら正直できないものですから、そういった部分というのは、ここには載ってませんが、そういった難しい言葉は使う必要がないのかなというふうに思います。

あと、最後のところに政策討論会と言うと敷居が高い感じがするので、やわらかい言葉を使ってもいいかもしれないというのは、あくまでも意見であって、ここでは政策討論会の条例を作るということなので、それを変えることはできないと思いますが、中身自体はわかりやすい言葉を使っていったらいいのかなというふうに思って意見を出ささせていただきました。以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、○○さん。

○委員 選挙について市民の関心を高めること、二元代表制、三権分立という観点で、このことはこれでもうなし遂げたということはないと思います。非常に大事なところじゃな

いかなと思って書かせてもらいました。

それから、公正かつ公平にということ、5人、6人立候補者が出るような市町村長、あるいは都道府県知事選なんてありますので、そういったことも視野に入れながらも、わかりやすい視点で内容でということ、表現をさせてもらってます。

これこれこれこうでこうだという個別具体的にまた書いてしまうと幅が広がり過ぎちゃいますので、例えば個人的な私の思いで言えば福祉の視点が入ってほしいなという思いはありますけど、なるべくそういうところの部分は広い意味で捉えることができるようにということでの視点が必要であるのかなというふうにも思いますし、また時代時代で、その時々でまた多分、書いてあることとのずれというのが当然出てきてしまうと思いますので、そういうものは修正しながら、微調整しながらということも、という思いの中でこんな表現をさせてもらいました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では続いて、○○さん、お願いします。

○委員 立候補者の政策討論会というのは、やっぱり真剣勝負のような感じがするんです。それを取り仕切る座長というのは大変な仕事で、やっぱり中立。どの立候補者に対しても中立でなければならないと思います。

それから2番は、座長が討論会を盛り上げなければならない。盛り上げないと誰もあんまり来なくなるかもしれないので、できるだけ盛り上げるという役目があります。

それで3番は、進行を妨げる行為とありますけども、やじなんかは見苦しいもので、これは絶対やめさせてもらわないと困るので、前、第1回のまちづくり集会で新庁舎の話があったときに、ものすごいもめて、やじや怒号が飛んだんです。新城市の市民だけではなくて豊川とか豊橋から来てるんです、大勢の人が。その人がわあわあ言って大変なことに

なっただけです。そういう人だとだめになりますので、だから最悪の場合は有権者のみが入れるというようなチェックをするというのがありますけども、やっぱり座長がまずやじをとめてもらいたいというのが、それは切に思っています。

中立のことを下に書いてありますけども、まず2番の盛り上げるの問題は当然ですし、3番はそういう条例に書いてありますので、これはもういいと思います。

1番の中立の問題は、市長が座長を指名するとなるとどういうことか僕もはっきりわからないんですけど、そうするとやっぱり座長の中立性というのは危ぶまれるというのは思うんです。特に市長が再度立候補していく場合です。自分の都合のいい座長を指名してやっていくという誤解を与えるのがあると思うので、それは問題だと思うんですけど、ただし、ここにありますように討論会に出る立候補者全員がこれでいいと了承を取られれば問題ではないと思うんですけど、その辺のことがちょっと考慮していただきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、〇〇さん。

○委員 いかにも官僚の方が作られた文章ではなくて、そういう意味で非常にわかりやすい口語体の文章だなというのが、最初に見せていただいたときに思いました。中身が希薄になってはいけませんが、やっぱり多くの方がわかるような文章でこういうのは作らないと、かなりの方が読まないで、この文章、非常に好ましいし、もっとわかりやすくする必要もあるかなと思います。

逆に、あんまり希薄になってもいけないので、さっき〇〇委員も言われましたが、座長にお任せじゃなくても、この精神がきちんと反映できる座長さんがいいんですから、座長さんの思いで形が変わるのはいけないので、特に費用面とかいろんな数値で出せるものは、

この文面でも決めちゃうほうがいいのかなというところもありました。要は、裁量を認める部分と、基本としてそういうふうなできれば数字であらわせるものもあれば、この大元のところでまとめがわかりやすく決めた上で、ある程度の裁量権を制約するんだけど、あまり方向が変わらないような形で、この文章を一般市民がわかりやすい形にまとめていくのが寛容かなと思いました。それで、こういう内容を書きました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

今、御意見を寄せていただいた6名の方に補足説明や、その発言の根拠について御意見をいただきました。

それでこれから、ほかの委員の皆さんからも御意見をいただきたいというふうに思っています。その際に、まず最初に事務局のほうから説明があった公開政策討論会を条例で定め、公費で市が開催することについての有識者の意見というのがあったと思います。それを一度もう少し、ここでもう一回読んでいただく時間を設けたいと思います。3分ほど設けたいと思いますので、皆さん、一度目を通してみてください。その上で、先ほどのまず最初に新城市自治基本条例の改正案、これについて皆さんから意見をいただく時間を設けます。それがひと段落して、あと今度は今、皆さんから御意見を寄せていただいた内容についての御意見をいただくようにしたいと思います。

そんな流れでいきたいと思いますが、事務局のほう、何か補足説明ありますか。遠慮なく。

○事務局 もし、公職選挙法の参考資料、該当するところがありますので、配付させていただいてよければお配りしたいなと思います。

○会長 そうですね。ありがとうございます。皆さん、先ほどから有識者のところで公職選挙法とか、あるいは129条の事前運動

という言葉が出てきています。これって実は正確に知っておいたほうがいいと思いますので、事務局のほうに一度この内容についての定義を見直してもらいました。これを1回、皆さんで共有した上で議論をしていきたいと思います。

事務局、お願いします。

○事務局 今から2種類の資料をお配りしますので、そちらに基づきまして簡単に説明をしたいと思っております。

(資料配付)

○委員 その間にちょっと質問いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 これで有識者という定義の中に、どのような方なんですか。個人名はいいんですけど、どのような分野の人。

○会長 どういう所属の方か簡単に説明いただけますか。

○事務局 こちらの質問の仕方も本当にイメージで質問してしまったので、お名前を伏せさせていただいて、弁護士であるとか、官僚の方であったりとか、あるいは大学の教授、先生であったりとか。

○委員 そういうことに詳しい人ですね。選挙とかそういうことに対して。

○事務局 正直申し上げますと、この条例を定めるというのは事例がないんです。全国的にないものですから、なかなか専門家と言われても少しどんぴしゃではないというか、というところで御意見をいただいております。あるいは、選挙管理委員会の事務に長い方も、この中には入っています。

○委員 そうですか。わかりました。

○会長 じゃあ、資料の説明をお願いします。

○事務局 資料のほうは2種類ございまして、まずA4を横にしてホッチキスでとめてあるほうを見ていただきたいと思います。よく出てくる政治活動と選挙運動の違いということで、なかなかはっきりわかりにくいんですけども、右側の9ページの真ん中あたりに政

治活動とはという資料がありまして、公職選挙法では政治活動、選挙運動について明文の規定はないですが区別していますということで、政治活動とは政治上の目的をもって行われる全ての行為から選挙運動に該当する行為を除いた一切の行為ということで、大きく政治運動がありまして、小さく選挙運動があるんですけども、狭い範囲で行われている選挙運動は次に凡例によりまして3つの要件を満たすものというふうにあります。1つは、特定の選挙、例えば新城市市長選挙、市議会議員選挙において特定の候補者の当選を目的として、例えば私が立候補した場合は私に1票を入れてくださいとか、私を当選させてほしいということで名前をいろんなところにべたべた張ると、そういったようなイメージです。そして3番目は、投票へまたはさせるために直接、間接を問わず選挙人に働きかける行為。2番、3番はセットになると思いますけれども、私に1票を入れてくださいというのが選挙運動というものになります。

それで、次の10ページにありますけれども、10ページには今言ったようなことが書いてあります。下の大きな字で政治活動のうち選挙運動に該当する政治活動は、公職選挙法では政治活動ではなくて選挙運動として規制を受けることとなります。ちょっとややこしいんですけども、選挙運動のみを公職選挙法では規制していますと定めていますということが書かれています。

いつから選挙運動ができるのかということについては、11ページ、事前運動の禁止のところに書いてある。直接は書いてありませんけれども、ヒントになります。事前運動の禁止のところを見ていただきますと、立候補の届け出以前に選挙運動をすることは禁止していますということで、よく街宣車を使ったりとか選挙事務所ができたりとかするんですけども、それがいろんな選挙の告示や公示の日をもって選挙運動解禁になります。選挙

管理委員会に届け出をして、街宣車を走らせることができる日があるんですけれども、例えば市長選挙、市議会議員選挙でいうと1週間前ということで、1週間前の日曜日から町中がやがやし始めるということで、晴れて街宣車を使ったり、自分の名前を連呼したり、私に1票を入れてくださいねということと言えるのが選挙運動期間になります。その日曜日より前は、確実にだめですよというのが事前運動の禁止という説明です。

ちょっとおわかりいただけたかどうか自信がありませんが、もう一方の資料を見てください。

選挙運動違反の警告、検挙の実例集で、ちょっと物々しいものの抜粋になります。こちらではいろんな違反事例があるんですけれども、まず10ページと書いてあるところ、警告事例003法定外文書の配布事前運動ということで、ここの3番目の事例になります。国の選挙は公示というんですけれども、公示前、立候補予定者への支援、依頼文を記載した認められていない選挙運動用の文章をポスティングにより配布、頒布したということで、つまり何が言いたいかといいますと、選挙期間前、公示前に運動をしてしまったという事例です。

右側の004番の警告事例、これは立候補予定者の同窓生が、これも告示前ということです。告示前に「何々君は、どこどこから立候補する予定です。何とぞ、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。」などと記載した文書を同窓生あてに郵送頒布した。これが事前運動ということになります。

続いて、005番も公示前、立候補予定者の後援会事務所が立候補予定者の出身大学の卒業生たちに法定外の文書を郵送頒布した。

006番も告示前、「今回の選挙に対して、皆様の理解とお力添え、御支援を」ということで、全て告示公示前に選挙運動をしてしまった事例ということで、かぎとなるのが公示

もしくは告示から選挙運動ができるということなんですけれども、それ以前はできませんよ。似た言葉なんですけど、全く違うのが政治活動と選挙運動ということになります。

以上が、かいつまんだ御説明でわかりにくかったかもしれませんが、資料の説明と政治活動と選挙運動の説明とさせていただきますと思います。

○会長 ちょっと説明をしてほしいんですけども、今の「政治活動とは」というところですね。この「政治活動とは」というところの11ページのところです。事前運動の禁止でございます。事前運動の禁止、ポイント、立候補の届け出以前に選挙運動をすることは禁止されていますという、選挙運動を禁止するとあります。政治活動じゃなくて選挙運動をすることはできない。

で、ケース解説があります。ケース解説の中の②のところですね。演説会や座談会の開催とあります。この演説会というのは、公示後にやる立会演説会って昔あったのと言葉がよく似ているんですけども、この演説会や座談会の開催は、これは事前運動に当たるわけですか。

○事務局 こちらは、上のほうで見てもらうと、まずケース解説のところ、立候補の意思決定のために行う世論調査は事前運動かということで、立候補を決意するために、あらかじめ有権者の支持状況を調査する行為、瀬踏み行為というものは、立候補の準備運動として認められているということで、認められている事例として①番、②番があります。

②番の認められている事例の中に今、会長が言われた演説会や座談会の開催というのは準備行為として認められていますので、多くの有権者の反響を直接見るために、これこれこういったものを開催することは大丈夫ですということなんですけど、ただしというところで、投票依頼のために行われる演説会とか何々は選挙運動となり、事前運動の禁止に該

当するというので、ここの大きなポイントが投票依頼のために行われると、これは直ちに事前運動ということでよくないということになります。

○会長 投票依頼のためということですね。わかりました。

それでは、この資料の説明、資料の内容についての質問も含めて皆さんどんどん自由に、これから御意見をお願いしたいなというふうに思います。

まず最初に、自治基本条例の改正案、よろしいですか。事務局、こういう順番で。

○事務局 はい。お願いします。

○会長 新城市自治基本条例の改正案です。政策討論会を許可した条項を新設する。市長選挙立候補予定者政策討論会等々あります。この条文について、皆さん特に御意見はなかったんですけども、これはどうでしょうか。特に内容についてです。表現とかも含めていただいて結構ですけども、どうでしょうか。どうぞ。

○委員 告示前と告示後では全然違いますよね。選挙の事前運動と始まって、これは告示後に候補者になろうとする者というんじゃないんで、告示後と入れるときは全く問題ないんじゃないんですか。

○委員 選挙が始まっちゃってるんで。

○委員 始まってますか。

○委員 始まっちゃってる。

○委員 だから、告示前じゃなく事前運動があるんで、告示後を加えておけば、これはもうこのまま問題なくなると思います。

○会長 それ問題じゃないですか、逆に。

○委員 いや、問題じゃない。

○会長 告示後では。

○委員 後はいいんですね。告示後はいい。

○委員 告示後は選挙そのものが始まっちゃってる状態なので、立候補者の方にどこかに来てくださいなんてことは絶対言いません。だって1週間とか何日間とか決まった期間し

か。

○委員 そうか。短いからということ。

○委員 そうそう。

○委員 これは要するに、公開政策討論会は、告示前にやるということ。

○会長 そうです。

○委員 そうということですか。告示前にやるから、問題になるということ言ってるわけですね。

○委員 だから、誰が立候補するかわかんない。告示後はもう誰が立候補したかわかっている。前の状態のときにJ Cがやったときは、立候補予定者の人に打診をして、来てもらって開くという。

○委員 そうしたら、公開政策討論会をやって、要するに立候補を取り下げの場合もあるわけですね。あり得ない話じゃないですね。だめだと思って取り下げる。

○委員 予定者にすればいいんで、その人が出ないというのもあり得るかもしれないし、突然違う人が出てくるということもあり得るかもしれない。

○委員 それは、違う人もはしょうがないですけど。

○委員 別に出ちゃいけないとかはないので、選挙としてはオーケーなんですけど。

○委員 突如ぱっと違う人が出てきて、それは別に構わないんですよ。

○会長 ここでは自治基本条例、皆さん、御存じだと思います。それを改正するというので御異議がないと思いますので、それをどういう改正方法がいいかということで、新しい情報を加味するというので方向性は出されてます。では、どのような順番がいいのかというところで、今日は皆さんに今回お知らせして御意見をいただきたいということで、こういう文案を設けてはどうかという提案です。どうでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○委員 言葉のあやかもわかりませんが、

候補者になろうというのは立候補の意思を感じるんです。だから、志のあるという。いや、本当にこれは言葉のあやかわからないんですが、さっきの話ね。意思があるかないか。ない人はやるんだなって、意思がある人は、やっぱりどうしても選挙に勝たなあかんので、思われるなら、きっとそういう志をもってるというような、もうちょっとなろうという意思が、要するに私の表現のほうがいいのかなって僕はちょっと感じたんです。言葉のあやだからね。

○会長 他にはいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 有識者の方たちのほうのなんですけど、「市長は」というような文章があって、最後の文言が「開催することができます。」というふうになってるんですけど、これだと市長が開催するかどうかを決定する権利があるようにもとられることができると思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○会長 いや、どう思います。

○委員 そうすると市長の権利でこれを決定できるんで、そうすると少し問題なのかなというふうな感じは個人的には思います。なので、義務にするのであれば、市長の思惑に左右されず市民の意見だけで開催されるので、しなければならぬとかいう文言だったらいいのかなとは思いますが、できますだと思惑でやるかやらないか決定できるんじゃないかなというふうに感じちゃいました。

○会長 わかりました。他にいかがでしょうか。よろしいですか、皆さん。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 今の議論の中で、どこでどういうふうに決定されるのかっていうプロセスなんですけど、議会というのはどういう、政策討論会をするしないという決定自体は、市長の選任事項なのか、議会へ付すべき事項なのかみたいな、そこら辺を今の議論を聞いてて、

どうなのかなというのをちょっと、ここには書いてないので、そこに議会に付すべき案件として付せばなるよね。議決案件として出さなあかんよね。

○事務局 手続上、市議会の議決に関する事項というのは条例で定められてますので、まずその条例を改正して、新たにこの項目については市議会の同意が必要ですよというような項目を作ることは、もちろん理論上できます。○委員 何かそこら辺も必要があるかどうかって、ちょっと今は気づかないところで思ったんですけど。新たな意見で。

○委員 これって市長の裁量権が入った。要は、開く権限もあるということは、開かないと言えば開かないことになりますよね。当然、行政の長ですから、例えばこれが条例になるということは、ある意味、要は市民が望めば、要件さえそろえば自動的に開催されるだけの効力があると思うんです。そこに行政の長ですから当然、決裁をするということも必要なんだけども、逆に書いてあるように開くのはいいんだけどストップする権限までであるということになると、どうしても思惑が変わってくることもあるので、市民のほうから要請があって条件さえ合えば自動的に開くという形の、そういう条例であるべきものなのかなというふうに感じるんです。

○委員 そうしたら、選挙管理委員会のほうがいいんじゃないか。

○委員 組織で回したほうがいいのかということね。選挙管理委員会ですってことか。

○委員 選挙管理委員会是可以するんです、独立を。選挙でばっとなったら。

○委員 選挙とは、要は関連性づけるとまづいのかな。

○委員 そうか。だけど、選挙のためにやるでしょ。

○委員 そうそう。

○委員 ですよ。難しいね。選挙管理委員会をつくっちゃう。

○委員 一番公平な第三者機関ではありませんよね。

○会長 ちょっと皆さんに率直にお伺いしたいことは、今、選挙管理委員会がやってもいいんじゃないか。そもそも、こういう立候補の意思をもつ者についてのお人柄であるとか、あるいは考え方について、やはり市民が知る機会を設けて、そして、ぜひ関心をもってくださいというようなことでしたが、それ以前の問題として、この第●条の開催することができるという表現です。今、〇〇さんの言われた、我々の議論というのは、ここをこれでいいのかどうなのかです。我々は、こういう市長が開催することができるということを念頭に置いてこれまで議論してきたのかどうか。さっき話が出てた開催するという前提で、ではどうやるのかということについて議論してきたという面もあるし、皆さんの意識の中には、いや、そうじゃなくて、これは開催することもできるんだ。逆に言うと、開催しないという判断もあり得るんだというあたりです。つまり、条件つきで開催をするのかどうかということも含めて考えるべきなのか。いや、そうじゃない。これはそもそもやはり新城市の民主主義を、これを具現化するための1つとして市長に立候補しようという意思のある者が、やはりどういう考えで新城市を作ろうとするのか。それをやはり複数いる場合には意見を出し合って、市民の人たちも選挙に対する関心あるいは政治に対する関心というのを高めてもらおうということの目的でやっぱりあります。

いろんな議論の経緯があったと思うのです。皆さん、どう思いますか。この自治基本条例の改正案を見ると、皆さんの思いと一緒になのかどうなのかって、ちょっと心配になってきたので1回聞かせていただこうかなと思います。どうですか。どうぞ。

○委員 今、市長さんが御提案されて、こういうことをやっていこうということで前向き、

そういう形で進んできたので、この文章のさっき言った開催しないということも考えられるんで、形としてはやることは当然だ。ただ、市長さんなり新規候補が、それを開催するための機会とかいろんなものを提供するというふうに力を注ぐという形が、一番ベストなのかなと思うんです。そこに市長さんなり、いろんな人が出てくるほうが開催に向けてはうまいこと進むかなと思います。

○委員 ちょっと済みません。市長が再度立候補するということは、やっぱりこれは市長が決めるというのはちょっとまずいんじゃないと思うんです。自分の都合のいいようにできるという、やめる場合やめるとか、そういうとられる恐れがあるので、第三者が。

○会長 今お二人の意見はほぼ一致してると思うんですけど、〇〇さん。

○委員 要は当事者が有利になる可能性があるなど。

○会長 どうぞ。

○委員 性善説を取るか性悪説を取るかという話になる。変な話なんですけど、いずれにしてもやめるということができるといえるのは、ある意味で例えばもちろん不利になるというようなことが想定される場合に、もうやめだというふうなことがありますよね。だけど、もう少し高い次元からすると、この趣旨を理解し、市長がやるということを前提にして、この討論会をやるという、こういうふうには僕は引き上げてきたというふうに私は解釈してます。

ただ、混乱というか例えばいろんなトラブルがあって、その混乱を招くようなことがある場合に、やはりストップをかけるということはあることかなとは思っています。逆に言うと。例えば、討論会をやることによって予想し得る例えば市民との混乱とか、そういうふうな予想し得るといえることがもしあるとすると、それはストップということもかかる。それを誰が判断するかということになるのかな

と思うんですけど、一応、市長というのは1つの判断ができる者というふうに前提に立てば、そういうことも是なのかなという事は思います。

○会長 他はどうですか。どうぞ。

○委員 「開催することができます。」ではなくて、「開催をします。」というふうな言葉で言いきってしまえば、できるできんの話になって、表現の話、自治基本条例でまちづくり集会を決めるときに、やっぱりいろんなことがあって心配しながら、「開催します。」と言い切るふうにして、そのかわり解説のところを読んでいただくところにこういう状況になったら説明をつけたんですけども、開催する、基本的に新城市はやるというふうに言い切っちゃってもいいのかなと、私はそういうふうに思います。

○会長 他の方、どうですか。

そうすると、自治基本条例、これをちょっと事務局、改めて確認してほしいんですけども、自治基本条例の他の条文、例えば市民まちづくり集会の扱いとか、そのあたりの書き方がどのように、開催することができるという表現になっているのかどうなのか、そこをちょっと確認していただきたい。それは今、〇〇さんの発言にもつながってくることでもあるし、今3人の方が言われてたことにも共通するので。

○事務局 「市民まちづくり集会を開催します。」という条文。

○会長 しますですね。

先ほど公職選挙法であるとか、それからその中の事前運動それから政治活動との違い、それを確認していただいたわけです。ですから、開催をしますということが、そうするとあと、どこにあるかなんですけど、その大前提はやはり公職選挙法に抵触しないという、政治活動を阻害しないという、そういうことが最大限配慮されないと実現しないということになります。そういうところに今後、非常に

注視しなければいけないということはあるんですが、皆さんのお考えはそういう前提に立って開催するというふうな表現でいいのか。どうですか。それで意思確認をしたいと思えますけども。

○委員 私は開催するものというか、前向きな前提的な考えで話を捉えてたんですけども、この「することができます。」というのはやめることもできますということで、1人だったらやる必要はないとか、予定者が複数だからこそやるっていう意味なのかなというふうに私は思ってたので、そういう意味で1人しか予定者がいない場合、開催しませんというふうにもとれるのかなというふうに思ってたので、この予定者という言葉が適切かどうかわからないですけども、複数であった場合という言葉が入ったら、またちょっと意味合いが違うのかなというふうに思いました。

○会長 他はどうですか。どうでしょう。

○委員 先ほどの平易な文章から、開かないための条件というのはできたら明確に書く形にすれば、さっき言った開催することによって今示されたいろんな混雑があってやめますよということを防止するために、事前に開催できない条件みたいなものがもし列挙できれば、そこに今言った当事者の恣意的なものが極力入らない形になるので、ちょっとまた文章もすごく煩雑になるというか、そういうものを用意するのも1つのやり方かなと思います。今言われた複数というのも1つの表現ですよ。

○会長 おそらく、それは、そうしたら2のところですね。全部、討論会の実施に必要な事項は別に定める。その中に含まれるかなというふうには思っています。

○委員 別に本文に挙げれば、僕はいいと思うんですけどね。

○会長 非常に複雑になるので。

○委員 そうですね。

○会長 逐条解説になるような形に具体的に

記す必要もあるかもしれないし、そこはどこまで書くか検討する必要はあります。

○委員 最低限、例えば予選落ちするような内容ぐらいまでは、今言われた複数というのも1つ、そういうものもここに列挙する。

○会長 他いかがでしょう。

それでは、いいですか、皆さん。これについては一通り意見、考えるところあったら遠慮なく言っていただいたらいいんですけども。

では、事務局のほう、どうですか。これについては。

○事務局 今の御意見もいただいて、修正のほうさせていただくということで。

○会長 わかりました。それから、政策討論会というふうになってますけども、これはどうなるんですか。

○事務局 ちょっと最初にしっかり気づけばよかったんですけども、今年の市民自治会の諮問、答申の中にも公開政策討論会とありまして、「公開」がついていましたので、できましたら、やはり政策討論会というよりは公開政策討論会になるような形にしたいなと思っております。

○会長 ということは、後の条例の案についても公開政策討論会というのが固有名詞として扱うということでしょうか。

○事務局 どうでしょうか。はい。

○会長 じゃあ、そのあたりは共通認識で、まずは御理解ください。

それでまず、大きな展望というか流れとしては、ここの「開催することができる」のではなくて、自治基本条例の他の条文の各表現とも照らし合わせて「開催します」というふうに、まずは表現するというので、皆さん、よろしいですか。いいですか。

それでは、そのように理解をして、あと、皆さんの御意見を踏まえて反映させていただきます。事務局のほう、いいですか。

○事務局 はい。

○会長 部長、それから西尾さん、いかがで

しょうか。何かこれについては、よろしいですか。それでは、確認いたしました。

では続きまして、ちょっと長いのですが省略しますが、条例案、こちらについて前文をつけること。内容については、先ほど〇〇さんも要検討だというふうに言っていただいたので、ここは皆さん、またここは充実させたいほうがいいとか、ここは省いたほうがいいという御意見も、〇〇さん、いただいてもいいですよ、ここは。

○委員 はい。

○会長 それでお話いただきましたので、まずは前文を載せるということのほうがいいという御意見で、こういう文章の案を作っていただきました。では、これについて見ていきたいと思えます。

それではまず、最初の1つずつ確認していきましょうか。

事務局のほう、どうですか。

○事務局 はい。お願いします。確認したいところは、実はいろいろ御意見いただいた中で、私どもも事務局案として検討をさせていただきます、ちょっと投げかける部分もありますので、先走ってるところもあるかもしれませんが、そこは御審議いただきたいという趣旨で見ていただきたいんですけども、もしよろしかったら事務局案を提示させていただきます。

○会長 どうですか、皆さん。よろしいですか。ゼロベースから事務局案があったわけじゃなくて、皆さんからこういう意見をいただいてから作成しましたので、じゃあ、お願いします。

○事務局 これまた2種類、資料がございますのでお配りします。

(資料配付)

○会長 皆さん、資料はお手元にあるでしょうか。少し巻き戻す形になりますけども、自治基本条例の改正案ですので、皆さんのこれまでの議論を踏まえて事務局が当初用意した

ところではないだろうというので、直前までいろいろと検討していただきました。それも含めてお願いします。

○事務局 少しお時間をいただきまして、事務局案を説明させていただきます。

先ほど委員の皆様からの疑義が出るということで、まず自治基本条例の開催について、やはり開催できるとかできないとかいう市長の裁量ではなくて条例に基づいて開催するという明記したほうがいいのではないかということで、第1項は「開催します。」というふうに直しております。直したところはアンダーラインにする予定だったんですけど、ここはしていませんが、改正をしているところになります。

続きまして、公開政策討論会条例のほうになります。事務局案として前文の御意見は、少し手を加えておりません。〇〇委員の御意見、これは難しいかもしれないねという先ほどの御意見があったので、参考の御意見としていただきます。

第1条、第2条は、変えておりませんが、第3条を見ていただきたいと思います。

第3条では、第1項、「市長は」というところからずっと行きまして、「公開政策討論会を開催しなければならない。」ということで、公開政策討論会条例第3条第1項がある限り、基本的に市長は開催しなければならないという規定にしております。

第2項は、これも投げかけというか提案になりますので御審議いただきたいんですけども、市長は開催をするに当たりまして、やはり座長ということで当初案はあったんですけども、座長に一任するというものなかなか重たいということもあったり、市民まちづくり集会の実行委員会のような形がいいのではないかという昨年度の報告もいただいておりますので、基本的に実行委員会形式に運営を任せようという趣旨でございます。ただ、その場合に、例えばときの争点、論点、問題

点など、あるいは運営の仕方について市民自治会議の皆さんに一度意見を聞くという形にしております。市長は、市民自治会議に意見を聞いて、公正かつ公平に行われるよう市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会（以下、実行委員会といいます。）、実行委員会に運営等を任せなければならないということです。

第3項も、これも投げかけになります。これは先ほど〇〇委員からも言われましたけれども、1人の場合どうかということで考えましたが、事務局としては例えば1人の場合こそ信任投票になってしまうので選挙にはなりません。ただ、そのときのリーダーがどういう考えをもってるかということで、1人の場合でも政策を述べる機会というのは必要かなということで挙げております。討論というのは候補者同士の討論ではなくて、政策を市民の方、有権者の方と意見を交わすというようなイメージをもっております。御審議お願いします。

第4条は、立候補予定者ということで、先ほど会長から言われた公職選挙法を守る、あるいは候補者の政治活動の自由を守るということで載せております。「立候補予定者は、公開政策討論会の開催趣旨を理解し参加するものとする。ただし、立候補予定者が有する政治活動の自由を侵害するものであってはならない。」ということで、このあたりも強制参加ではないということを明記して、立候補予定者の権利を守る趣旨で加えております。

第5条が実行委員会です。「実行委員会は、次に掲げる事項を決定したときは、遅滞なく公表しなければならない。」ということで、実行委員会が開催の日時、場所、予定者を決めます。立候補予定者の氏名は、自動的に公表することになるのかなと思います。〇〇委員からの御指摘で、開催場所を3カ所加えております。それから4、5では、開催結果を周知する方法を公表しなければならないとし

ております。

第6条は、主催者が講ずべき措置ということで、ここは「市長は」というところ、主語が市長でしたけれども、実行委員会が運営を任せられますので、実行委員会が以下のようなことに配慮して開催するという規定にしております。

続きまして、第7条は条文がずれた変更。

第6条は、座長を削っております。実行委員会に任せますので、座長という規定をやめております。これも御審議いただきたいと思っております。

第8条も条が変わっただけ、内容は変わっておりません。

第9条は、〇〇委員の御提案、御指摘で、見直し規定を入れております。

第10条については、委任規定、そのままです。

なお、他の委員の方々の運営に関する注意事項については、規則でまた再度、細かいところも載せていけたらというふうに考えております。

それからもう一つ資料を見ていただきましたんですけれども、A4、1枚の公開政策討論会、市長選挙までの手続、フロー図になります。

こちらは、今の条例案、事務局案をベースにしたものですので、事務局案の修正があれば変わってくるものになります。御承知おきください。

上から下へ時間が流れている表になっておりまして、一番下から見させていただきますと、ゼロ日が市長選挙になります。市長選挙の7日前に告示がされまして、ここから公職選挙法が主に適用されてくるんですけども、選挙運動期間になるということで、それ以前は政治活動の自由が守られる期間になります。ただし、先ほど申し上げましたとおり事前運動はだめですよということになります。

上のほうから、およそ6カ月前、半年前に市の選挙管理委員会が市長選挙の日を決定を

するかな、大体そういう時期かなと思います。昨年の市民自治会議の答申にありましたように、まず着手は早い段階からやってほしいという意見、答申がありましたので、実行委員会のメンバーの招集というのは半年前では遅いということで、1年前になるのか10カ月前になるのか、そこはちょっと詰め切れていませんけれども、早い段階で実行委員会のメンバーは招集をする。そして、選挙期日が決まる。

決まった段階で、市長は市民自治会議へ意見を聞きます。これは、運営の仕方であるとか、公開政策討論会を開催するに当たって、こういうテーマでやったほうがいいのではないとか、そういったその時々々の社会情勢を反映するような形で市民自治会議の方の意見を聞いて、3カ月前ぐらいには市民自治会議は市長へ意見を提出する。2カ月前ぐらいに実行委員会は開催日時を決定し、1カ月前になりますと市の選挙管理委員会は立候補する方を対象に事前説明会を開催します。この事前説明会をもって1つの基準日かなと思うんですけども、立候補予定者が名前が挙がってきますので、実行委員会が事前説明会が終わった後ぐらいを狙って立候補予定者へ公開政策討論会に参加していただけないかという、そういった説明をするのかなというのです。

そして、2週間、3週間前のあたりで公開政策討論会を新城、鳳来、作手で開催し、議事録あるいは、そのときの動画をYouTubeなどにアップして来れない方にも知っていただくようなことが想定されます。

7日前、告示日に立候補者が1人の場合は無投票の当選ということになります。

以下、公職選挙法の規定があります。

先ほど説明しましたので、129条は割愛をさせていただきます。

164条の3という規定がありまして、これは選挙運動期間中の規定になります。告示

後、候補者の方々、合同個人演説会ができます。これは、候補者が合同で開催するときのみ認められてまして、候補者以外の第三者が開催することはできませんという規定になります。

裏面を見ていただきますと、これは参考までということなんですけれども、公開政策討論会は告示前に立候補予定者からそれぞれ政策やビジョンを参集が聞く会。合同個人演説会という似たような制度があるんですけれども、これは告示後、つまり選挙運動期間中に立候補者が合同して開催する個人演説会において、各候補者の政見や公約等を参集者が聞く会ということで、先ほど説明したものの状況になります。

2番の立会演説会というのが今は制度としてありませんでしたけれども、昭和23年から58年までありましたので、参考になると思い載せております。この制度は、公営つまり公費によって選挙運動の1つとして有権者が各候補者の政見を知り、選択する上で便宜な制度として実施されてきたものです。

メリットは、候補者がみずから聴衆を集める必要はないため、労力と費用を削減できる。2つ目のメリットとしては、有権者にとって同時に全ての候補者の演説を直接聞くことができるため、人物、政見等を容易に比較し判断できるということで、本当にやろうとしていることに近いなと言うふうに思っています。

ただ、デメリットもありまして、候補者が開催地、開催時間を自由に決定することができない。候補者の選挙運動の時間を拘束する。演説時間が限られているため、候補者が十分にその政見や抱負などを述べることができないというデメリットはありました。

結果的には廃止になってしまったんですけれども、この廃止になった理由が以下の2点でして、特定の候補者が動員した支持者のみが参集し、他の候補者の演説の時間帯になると一斉に退場するといった状況。それから、候

補者自身が有効な手法で選挙運動をしたいという時間が相当に制約を受けるため。もったいないということです。ですので、代理を立てるといった状況がみられてきて、この立会演説会が形骸化してきたことから、公職選挙法が改正されて廃止になりました。これ以降、個人演説会等、候補者の自由な活動に振り分けるほうが、候補者の政見や人柄を有権者により浸透できると考えられて廃止されたということになります。

資料の説明は、事務局案の条例に基づくところといった手続になるのかなということで、唐突な提案もあったかと思えますけれども、あくまでもたたき台として御審議いただきたいというふうに思います。よろしく願います。

○会長 ということ、皆さんのこれまでの話を、これまでというのは今日以前の段階の議論を時間ぎりぎりまで精査してもらって、やはり先ほど指摘を受けた自治基本条例です。まず、改正案については皆さんの御指摘したとおりであろうということで、本当は最初から出せばよかったんですけども、やはり皆さんの意見を確認するというで時間をとらせていただいて、今回のような自治基本条例の改正案に取り組みました。

まず、これでいかがでしょうか。

よろしいですね。これはもう先ほど皆さんに確認いただいたとおりです。

それでは今、事務局の案もいただきましたので、皆さんからいただいた意見を直前まで検討していただいた上で、以前お送りした内容がやはり変更が出てきています。どちらを使っても結構ですけども、いかがでしょうか。

まず、順番にいきましょうか。

前文のところを見てください。これは清水さんが提案をしていただいたのであるんですけども、この内容あるいは文体等々、御意見があれば、どんなことでも遠慮せず、隣に座って遠慮せずみたいな。

○委員 これまでの歴史が簡単になって。

○会長 他いかがでしょう。

じゃあ、もう少し短いほうがいいんじゃないかなと思います。少し長い。具体的にどこを省いたらいいかっていう。省いたらいいと言うよりも、後部分を強調したほうがいいんじゃないかなというところがあるかなという印象をもちますけども。今、私も初めて。

○委員 見やすくするためには、条例のところは括弧書きで、同条第21条とか、それは注釈の括弧書きで書かれれば、読んでるときに逆に言うとそこを省いて読めば内容は。

○会長 それと自治基本条例は、のほうで公開政策討論会のところで扱っていきますので、ですから自治基本条例の条文内容に触れる必要はないというふうに思います。ですから、一番最初のところから市民まちづくり集会ということとか、同条第21条ところです。このあたりのところは、自治基本条例の内容をおさらいするような形のみにはしていますので、このあたりは最小限に進む方向で検討してもいいのではないかなというふうに思います。やっぱりこの中で一番重要なのは、一番下の新たな部分です。市民の知る権利を保障する。自治基本条例という言葉が出てきて、これも繰り返す必要ないと思って、やはりこの条例、今回の公開政策討論会条例というのは市民の知る権利を保障するというところであるとか、市民がやはり政治について関心をもつということで、あるいは今回の立候補予定をするところの立候補者の政策に関わる考え方もわかりやすくすることが大事になってきます。そのあたりの趣旨のことが、自治基本条例という言葉やあるいは内容と重複しないように表現するという、まずは原則論を持っていきたい検討していったほうがいいのかなと思います。

あること自体は非常に、やっぱり前文があるというのは非常にこれまでの議論の経緯を踏まえていい御提案だというふうに思います。

皆さん、どうでしょうか。ほかには、いろんな御意見。それでは続きまして、先ほど下線を引いたところかな。

○事務局 はい。

○会長 次の第3条の方をご覧ください。

このところについて皆さん、御意見いかがでしょうか。第3条です。どうぞ。

○委員 下線部分じゃないんですけど、市長が任期満了以外の事由により欠けというので、これって市長が欠けてる、いなくなってる場合の話じゃないですか。第3条の冒頭に「市長は」というふうに書かれてるんですけど、これどうするんですかって疑問なんですけど、いない場合って副市長だったりとか、もうちょっと違う誰かがこの権利を有するのか、それともそういう解釈になるんですか。

○事務局 はい。職務代理者というのが立ちますので、その方が。〇〇さんという市長が仮に退職とか不幸に亡くなったような場合でも、市長という権限自体は職務代理者が代行してやりますので、市町はという2項は生きてはくるんですけど。

○会長 それでお願いします。

○委員 それで問題ない。

○会長 いや、そこは大事なことなんで、確認をしていただくのは非常にありがたかったので、いい指摘だったと思います。

他いかがでしょうか。この3条について。

〇〇さん、さっきの1人の場合はということについて言われましたけども、この3条のところの3番のところ、立候補者1人の場合でも開設します。

○委員 この一文があれば、いいと思います。1人でもやってもらえるほうが、やっぱり伝わりやすいというか、意見が聞けるほうがいいかなというふうに思いますので。

○会長 他の委員の皆さん、3条について御意見ありますか。

○委員 済みません。政策討論会は1人の場合はやるんですけど、終わってから立候補し

まずと言ったら、なった場合どうします。

○委員 それはしょうがない。

○委員 しょうがない。

○委員 立候補する権利は、みんなあるんですよ。1人の話を聞いて、「いや、私、違うの。私が出るわ。」ということもあるわけですよ。

○委員 それはありますね。それはしゃあない。

○会長 どうぞ、どうぞ。

○委員 また同じようなことなんですけど、事務局さんがやってる手順フローが半年前ぐらいからのになってるんですけど、市長が退職してから40日以内に選挙をしなきゃいけないということなんですけれども、そうした場合、下の実行委員会を委任したりとかっていう時間が足りないような感じもするんですけど。このことに関しては、どういうふうにやっていくのが。これ、どうなるんですか。どうなるんですかっていう質問おかしいですか。これも同じようにやるということですよ。

○事務局 そうですね。難しいところですね。急遽。

○委員 任期がありますから、次の選挙が決まってるんです。だから、それからさかのぼって何カ月のときにもう委員候補を作っておかなきゃいけない。当然、辞任されれば、それは特殊なことなんで、委員を決めるのも当然、選挙のある時期が決まってるから、さかのぼってそこでそろそろ決めるような形も1つの取り決めとしてやっておくべきじゃないかなと思います。

それから、多分やられる方もしっかり勉強しなくちゃいけないので、指名されたら、しっかりこういうことを勉強してもらう時間も欲しいですよ。

だから、そういうことで要は、任期に合わせた形でこういうものも決めていくということ。制度づくりも1つの予防策というか形か

なと思います。

○会長 その範囲内でとか。

第3条、今、確認も含めて御意見いただきました。他よろしいですか。

それでは続きまして、立候補予定者、第4条なんですけども、こちらについてはどうでしょうか。いかがでしょう。

ちょっと皆さんにじゃあ確認なんですけども、事務局に。第4条「立候補予定者は、公開政策討論会の開催趣旨を理解し参加するものとする。」立候補予定者についてですね。この後です。「ただし、立候補予定者が有する政治活動の自由を侵害するものであってはならない。」という一文なんです。これは主語がどうなんだろう。「立候補予定者が」というのはちょっとおかしい。これ何か○○さんありますか。

○事務局 ここちょっと悩ましいところで、正直どういうふうに書いていいかわからなかったんですけども、御指摘のように主語がないものですからわかりにくいかなということ。

○会長 何か提案ありますか。まずは、皆さんの御意見を聞くことでいいですか。

○事務局 はい。このあたりは、もう少し精査して直そうと思います。

○委員 結局、強制するものではないという意味ですよ。

○事務局 趣旨は、それを言いたいです。

○委員 自由参加ですよということですよ、立候補者が。

○会長 少なくともそうじゃなくて、ここは「立候補予定者が有する政治活動の自由を侵害するような」ということになってるんですけども、一体何のことを言ってるのか。何が自由を侵害するものではあってはならないのかということ。ここです、例えばそういう一案ですけども、「ただし、公開政策討論会は立候補予定者が有する政治活動の自由を侵害するものであってはならない」という

表現にすれば、公開政策討論会というのは立候補予定者の政治的自由を侵害するものであってはならないということで、政治活動の自由を保障するという立候補予定者の権利を守るということになっていくわけです。

もう一方で、「ただし、立候補予定者が有する政治活動の自由は侵害されるものであってはならない。」立候補予定者が有する政治活動の自由は侵害されるものであってはならない。でも、何からってことになるんです。ここはやはり公開政策討論会のあり方について、あくまでも立候補予定者の政治的自由を侵害するものであってはならないという観点を、もしこの文を生かすのであれば加味する必要があるのかなという問題提起なんです。

○委員 もうちょっと低俗なことを思っまして、例えばこういう場を作ってみんなできちっと議論をしようという場を作っているのに、例えばどこかの市長さんが自転車で旗を立てて町を走り回っているのを一般の方がきちっとしたところを出もせず、選挙活動、そういうことを個人でやっとなのはいかがなものだろうというような形にこれを捉えられるといけないんで、要は参加するしないは自由。外で個人でやられるのは自由っていう形でというような低俗なことなんですけど、そういうふうにして、そういうことじゃないですもんね。イメージですからね。

○委員 立候補者が参加することは、自由なんですよね。参加したくないっていう人もおるかもしれない。

○委員 出ることがデメリットに、イメージですけどね。それも作戦。選挙の作戦ですけどね。出んことがいいっていうのも。さらっと自由で、要は強制ではないですよ、そういうことをさらっと書いたほうが。

○委員 いや、強制ではないとなると、きついですね言葉が。言葉がきつい。このほうがこれで、何か。

○会長 これ、ただし以降って必要ですか。

そこも含めて1回ちょっと法令審査のほうで落としていただいてもよろしいですか。

○事務局 はい。

○会長 先ほど今、聞いていただいたようにさまざまな解釈が入る余地があるので、それはなるべく避けたほうが。

他は皆さん、第4条について何か御意見ありますか。

じゃあ一度、事務局預かりにして検討していただきます。よろしいですか。

じゃあ、実行委員会、第5条についてです。これについていかがでしょうか。

これは先ほどの皆さんの意見を、特に〇〇さんの意見と〇〇さんかな、〇〇さんが3カ所でそういったことも含めて修正をしています。これについては、どうでしょうか。いいですか。どうぞ。

○委員 この実行委員会形式に変わるというのは、がらっと変わったような気がするんですけど、市主催ということから、いわゆる団体主催というような、こういうふうになったわけですので、このあたりが公職選挙法云々とかそういったことから、こういうふうに変ったというふうに介していいのかなとちょっと聞くんですけど。

○会長 じゃあ、これは第3条の第2項の確認ということでもあるんですね。これ、事務局どうですか。

○事務局 市長が開催することには変わりないんですけども、運営自体はより中立な実行委員会をお願いをしていったほうがいいだろうというふうに考えております。実行委員会の構成メンバーのことは何も触れてないんですけども、答申の中では公募の市民による実行委員会というふうに確かあったと思いますので、そういったことも想定した実行委員会になります。

○会長 一定の基準はあるんですけども、あわせて市民、自治会員にも意見を求めて実行委員会を設けることや任せるべき実行委員会

の運営について、運営すべき実行委員会、そこが公平な存在であるかということもここで議論しなきゃいけないことになります。その上で、実行委員会というものに運営を任せるといことですね。という前提で、第5条があるんです。第5条の内容について皆さん、いかがでしょうか。これについては、よろしいですか。

○委員 4番の開催結果というのは、どういうあれですか。

○会長 開催結果という言葉の意味ですね。

○委員 どういうことを言ってる。

○会長 これどうですか。

○事務局 具体的には、2年前ですかね。公開政策討論会で新城市で行った動画撮影をインターネット上で見れるようにさせていただきましたので、そういったことも考えて参加できない方あるいは夜の開催に足が遠のく年配の方も、インターネット環境が必要ですけども、そのときの映像を見れるような形が1つあるかなと思ってます。それが厳しければ、文字だけの開催結果ということにもなるかもしれませんけれども、イメージとしては動画映像を。

○委員 動画をね。

○事務局 はい。

○委員 インターネットでやる。ホームページで。

○事務局 そうですね。ホームページに張りつけることができればホームページで。

○会長 開催結果をなかなか把握できない方の属性にもよりますよね。ここはだから、インターネットだの動画だのというふうに限定する必要は全くなくて、ここは皆さん自身が、この間の議論の中でも、やはり公開政策討論会3か所を設けると、これは〇〇さんからそこに来れない方たちをどうするかについても随分配慮ある御提案をいただいたので、その配慮ある御意見に対して具体的に対応する方法を実行委員会というのは検討して、そして考慮しなければならないということです。た

だ、具体的なことはまだ、誰に対してなのかという属性は検討されてないので、ここで言う必要はないし言えないんだと思うんです。可能性の議論は排除したほうがいいと思うんです。そういう趣旨です。

○委員 やり方を特定すると切りがないので、1つはより広く周知させるという言葉で、いろんな手段を使ってくださいというようなのはできるかなと思います。

○会長 これでどうですか。この議論。

○委員 いいと思います。さっき言った、より広く周知するという形で。

○会長 そういう御意見としてご理解いただきました。

それでは、第6条について御意見いただけますか。主催者が講ずべき措置ということですよ。こちらについて、主語が「実行委員会」は」というふうになってました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の第7条をご覧ください。

これは変わってないか。変わってないですね。いいですね。でも、もし意見があれば出していただいて結構ですけども。

じゃあ、修正があった座長、これは消えましたね。これ確認ですけども。事務局のほう、説明していただけますか。

○事務局 これも投げかけということで、先ほど、実行委員会でやる方式で組み立てておりましたので、座長お一人に采配をふるってもらうというのは整合がとれないということで削って、実行委員会のほうで。

○会長 という趣旨でした。確認です。よろしいですか、これは。

それでは、第9条です。市はというところで。これについては、いかがでしょうか。これもよろしいでしょうか。ということで、あとは内容については修正してもらって。

それでは、時間も随分迫ってまいりましたので、先ほどいただいたこの資料も含めてでも結構ですので、何か御意見があれば出して

いただいて。じゃあ、〇〇さん。

○委員 第8条での話なんですけど。

○会長 いいですよ。どうぞ。

○委員 資料について、8条がさっきの第5条の(4)の他のことなのかなというふうな、こういうことではない。とは、また別でという認識ですよ。

○会長 これ事務局のほう、どうですか。

○事務局 そうですね。ここは教えていただきたいところもあるんですけども、5条のほうは開催結果を周知する方法ということで、方法自体を実行委員会が決めていただく。8条のほうは、市長が責任をもって議事の内容を公表するということですので、これは議事録というか文字で起こしたものを公表する、あるいは概要ですので何月何日どこどこでこういった内容なされましたというような公表をイメージしております。ですので、概要だったり、内容を記録し終了後、概要を発表しますので、そのあたりが概要の発表だけでいいのか、どういったイメージかというのは正直、議論いただきたいです。

○会長 先ほどの第5条のところは、これは実行委員会は次に掲げる事項を決定したときはとにかく公表しなければならない中で、(4)開催結果を周知する方法、今後開催をした場合には、その内容結果、概要も含めて、どう皆さんにお伝えするかということ、これは内容はともかくとして、どういうもので皆さんにお伝えするかということを事前にお知らせする。結果、そうしたら、市長は公開政策討論会の議事の内容を記録して、そしてその結果を踏まえて先ほどの開催結果を周知する方法を尊重して、その内容を概要という形で何かしらの方法で公表するという、当然ですから連続性はあるということです。前のところは方法をあくまでも。そして、その方法に依拠して内容把握するということでしょ。

○事務局 はい。そういう。

○会長 もちろんそれに限らないけど、市長

がやることなんです。実行委員会が伝える方法と、市長が伝える方法は必ずしも一致はしない。ただ、実行委員会がやることについて市長は当然尊重し、そして結果を伝えるということもある。それ以外の形で市の慣例じゃないけど、市長の判断で伝える方法もある。そういうことですね。

○事務局 はい。

○会長 〇〇さん、そういうことです。

○委員 はい。

○会長 いいですか。どうぞ。

○委員 運営委員会が公表するのは、ある意味、実況中継ですね。市長さんが取りまとめるのは、例えばこの条例にのっとった形でこの会が運営されて、反省点も含めて運営方についての内容もここは発表される場だと思うんです。だから、実行委員会が運営方とか条例について云々は全然違う世界なので、ちょっとまとめ方が違うのかな。

○会長 そうですね。

○委員 やっぱり二重で、要は市長さんが言うのは公的文書になって記録が残るということだから、この条例に対する見直しのための1つの評価もそこに加える形になるかなと思います。

○会長 誰に届けるかは属性によってリアルタイムでやるかとか、それからどうなのかとか変わりますので、ただ、ここはあくまでも開催結果を周知する方法の。

どう伝えますという約束、実行委員会が。第8条のところは、やった結果について、これは市長が公表する。もちろん方法を尊重して伝える部分と、それ以外の市長の判断でという、それはあり得るでしょ。そういう幅があっていいでしょ。どうでしょう、全般的に。

どうぞ、どうぞ。

○委員 座長なんですけど、全部消してなくてもいいかなと思って、座長という言い方とかは考えないといけないかなとは思いますが、やっぱりやじとかがちょっと心配だな

と思う部分があって、何かそれを制限できる人がいるよっていうふうにごく明記しておいたほうが抑制にもなるかなというふうに感じて、市長が命じた座長というのは実行委員会を置くので要らないと思うんですけど、そういう役割をもった人はいるということを書いたほうがいいかなというふうに思ったんですけど、どこに追加すればいいかなというのはあって、実行委員長がやるとか、そういうのも含めて何か公開政策討論会を仕切る人についての明記があったほうがいいのかというのと、別件でもう一個あって、第3条の3のところ、立候補者が1人の場合でも公開政策討論会を開催しなければならないとあって、公開政策討論会という言い方も何か臨機応変に変えたほうがいいのかというふうに思って、1人だけ討論会って誰と討論するのかというのがすごく私は思って、市民と討論するのか、2人いると討論する相手がいるんですけど、1人の場合は誰と討論するんだろうっていうふうに私はすごく思ってしまったので、何かそういう言い方とかも何か臨機応変に変えていければいいかなと思ったんで、今ちょっと2点気になりました。

○会長 はい。

○委員 公開政策説明会。聴衆にやってやるんだからね。議論を闘わすことじゃない。

○会長 前者については、おそらく実行委員会、例えば5条の(5)その他必要と認める事項、ここの中に含まれてくる可能性はあると思います。つまり、実行委員会の開催方法、先ほど発言者の発言を制限し、傍聴人退場を命ずるのをやったり、一定の力をもって会場をまとめをしたり、ですからそれは座長だけなのか、あるいは実行委員会の組織でされるものなのかという。その他必要と認める事項、これをもう少し具体的に今の村松さんが言ったような関係も含めて検討してもいいです。

2点目について、皆さん、どうですか。

「3 立候補予定者が一人の場合でも公開政

策討論会を」公開政策討論会にならないという。公開政策討論会にならないけども、そこはやり方は実行委員会に任せる。

○委員 1ついいですか。

○会長 どうぞ、どうぞ、いいですよ。

○委員 今の意見ですけど、最初の自治基本条例の改正案であったんですけど、公開政策討論会というのは市民が「市政に関する政策及びこれを実現するための方針を市民が聴く機会」と書いてあるので、討論をする場とは書いてないような気がするんですけど。聞く場ということで、1人でも聞くというふうに捉えれば討論会でもおかしくないかな。

○会長 討論会というもの。これ公開政策討論会とは何かということ入りますかね。改めて、前文で確かに理解してもらってもいいんですけども、用語の定義の中に「公開政策討論会とは」という一文を入れれば今の〇〇さんの案に危惧することとか、どこかそれが今〇〇さんが言われたことも解決するようなことになりますよね。皆さん、どうですか。いい指摘、ありがとうございます。いい指摘でした。じゃあ、〇〇さんもいいですか、それで。

○委員 はい。

○会長 理論定義のところを検討してみます、一度。ありがとうございます。

それでは、内容全般について、皆さん御意見をいただきましたので、今泉さん、どうでしょうね。大体、意見出そろいましたか。

○委員 私からの意見はほとんど出ましたので、一番最初にいただいた有識者の声、条例の中に市長という主語が多いな。そうすると、ちょっと問題があるのかなと思ってみたり、立候補予定者の自由を保障するというところで、大体皆さんの御意見で。

○会長 ちょっとこのみさんに今の〇〇さんの意見を聞きたいんですけども、前回が終わって総務省から、前回の公開政策討論会、総務省あるいはどっかから何か言われましたか。

○事務局 何も耳には入ってません。

○委員 そうですね。

○会長 それからもう一つ、先ほどの説明の中でJ Cがやられる場合に、それが事前運動にならないようにいろいろと助言をして運営してもらったという、そういうくだりがありました。それは事実ですか。

○事務局 そうです。

○会長 誰がそういう助言をしたんですか。

○事務局 J Cの運営側の方で、指導というかお願いしてる、注意してほしいということで、登壇者の方に言ってるというのは、ほかのJ Cですけども聞いたことがあります。「私が一番適任です」とか、「私が市長になったら」とか、「来るべく市長選においては」とか、そういうようなことは避けてくださいという。その上で登壇してもらおうという、そういうことは。

○会長 言ってはならない言葉というのがあるので、つまり言うと事前運動になりますと、ですから、あえて扱わなくてもいいし言ってはならない文言というのがあるので、それは一体何なのかということも実は過去の経験からいろいろと蓄積があるんです。ですから、そういうことは当然、今後、来る実行委員会が立ち上がるに際しては、はっきりとお伝えをして運営してもらうことが大事だということです。ありがとうございました。

それでは、皆さんからいただいた意見をもとにして一度、事務局へ修正をかけてみます。ありがとうございました。

○事務局 1点だけよろしいですか。済みません。

ちょっと条例の中に入っていないかもしれませんが、市民の方の責務というか、そういった項目を入れたほうがいいのかどうか御審議いただきたいというふうに、ちょっと時間が過ぎてしまって恐縮なんですけども。

○会長 いいですよ。具体的に何かもうちょっとお伝えすることがあれば。

○事務局 こういう自治基本条例の精神に基づいて新城市民みんなで町を作っていこうという中で、自分たちのリーダーを決めるに当たって、より関心をもって選ぶという、あるいは候補者の言いたいことをしっかり理解してリーダーを選ぶという、そういう姿勢というものを市民の責務という言い方がいいのか、どういう言い方がいいのかわかりませんが、市民という条項を1つ設けてみるというのはどうかなというふうに考えているんですけども、市民自治会議の皆さんの御意見をいただいて、必要だということであれば今度、事務局案としてたたき台をつくらうというふうに考えてます。

○会長 必要だということ以外に、こういう文言があったらいいと御指摘でもいいですから、皆さんどうでしょう。それはどこに入れるか検討してみますけども、市民の役割、市民の責務は強いです。市民の役割あるいは市民の知る権利。やはり、これは市民があくまでも求めて、そして開催していくものであるというのは、市長が好きでやるものじゃないというようなことをやはり表現しておくことも大事だな。それが前分の中でもそういう趣旨の課題を作ることも大事ですけども、条文の中で1項目入れることができたなら、そのほうがいい。どうぞ、どうぞ。

○委員 どちらかと言うと今、会長がおっしゃられたように義務とか責務というよりも、そういう権利があるんだという方法ですかね。昔よ「義務教育の議論のときに金八先生の中で、義務があって受けているんじゃない、おまえらは教育を受ける権利があるんだ」なんて言ってましたけども、そっちなかという気がしないでもないです。わかりやすくちょっと言わせてもらいましたけど。

○会長 それでは、ここは1回作る方向で検討させていただいてよろしいですか。

いきなりの提案だったので戸惑われたと思いますけども、非常に重要なことでもある

し、過去に1回開催した際のそういう主催者側への敬意も市民はもっと持つことも大事だということもありますので、第1回目開催したときの狙い、そして実際にその成果、それを踏まえてここまで来てるわけですけども、やはり恒久的に市民の知る権利を保障する大事な機会だったということを振り返って、ふさわしい文言を一度作ってみたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題のほうに戻らせていただきます。ちょっと早目にいきたいと思います。

(2)番、第8回新城市市民まちづくり集会について、これも事務局から委員の皆さんに説明お願いいたします。

○事務局 事前に郵送した資料の中に、第8回市民まちづくり集会のアンケート集計ということでお配りさせていただきました。

当日は140人の方が出席いただきまして、テーマ「話してみよう！私にもできる『まちづくり』の第一歩」のことを情報共有をしたところですが、アンケートのほうはこちらありますように79名の方のアンケートをいただきまして、まとめたものでございます。

1枚目が全ての問い5までの集計になりまして、2枚目以降は個々の御意見をまとめたものになります。

今日当日、済みません。机の上に置かせていただきました資料がございます。こちらにつきましては、8個のテーマに分かれて、テーブルごと模造紙を使って附せんで意見をいただいたものを全て記載しております。見方としましては、テーマ、左側に一番最初は健康とありますが、それから右へいきまして活動の今、活動の未来、未来に向かって、明日の1歩ということで全てこちらに記載しております。ちょっとたくさんありますが、ご覧になっていただけたらと思います。

以上です。

○会長 内容についていかがでしょうか。

○委員 よろしいですか。附せんをそれぞれ記載をしていただけてますけど、テーブルに1人ファシリテーターが見えたと聞いています。提案なんですけど、この中の附せんに書くのはあれですね。だけど、やっぱりこれは重要だったんだよというのを抽出しないと言いつ放しという話になるので、例えば私のほうでいけば、ちょっと発表できなかったというかあれなんですけど、防災でいえば指定避難所じゃないところで避難できるような場所というのがあるというか、してもいいよというようなことが地域地域によってあるよ。こういうような話があって、私は知らなかったというようなこともその間やっぱりいてらっしゃったので、ある意味でそこをどうやってつないでいくか。知らない人がおったということはそういうことができるんだというようなこともあるので、そういうエッセンスをそれぞれのテーブルごとに出していただけるといいのかな。それがいわゆる政策につながっていくということだろうと思うんです。次の政策につながるような議論をここで言いつ放しじゃなくて、ここの中で提案される部分もあると思います。それをどうやって検討していくかという、こういうことになろうかと思えます。

○会長 実は、この資料は今回のこれが横長のやつです。これはどんな意見があったかという。それからアンケート集計。これは、おそらく今、〇〇さんおっしゃったとおりで、まだ分析に入る前のものです。ですから、今日、ひとまず急ぎ前回の市民まちづくり集会であった意見をとにかく出して皆さんにお届けるするというのが目的なので、今後この中で突出した意見、あるいは抽出しなければならない意見というのを分析していただくのは皆さんの多分お仕事になってくると思います。参加、当日した人については、それぞれのテーブルでやはり見たり聞いたりした。それから、今日、当日みんな参加できたわけじゃあ

りませんので、市民自治会議として市民まちづくり集会を検証する場合には出て、出られなかった人にも見てもらわなきゃいけませんので、そういう意味で今日お渡しをしましたので、今日、ここではあくまでも出た意見をお届けするという御理解いただけないでしょうか。

今、〇〇さんが言われたように、当日、ファシリテーターついた人もいますので、職員の方も検証していただいて、次回にやはり今後の施策なり、あるいは次回の集会にどう生かすのかというところで一度検討してください。

それから、委員の皆さんもこれは分析結果じゃありませんので、これを読んでいただいて次回のときに市民まちづくり集会、今回はどんな成果があったのかということを出た方は出た方の視点で、それから出れなかった方はこの資料を読んでお考えをお持ちいただければと思います。

よろしいでしょうか。

○会長 じゃあ、それぞれ事務局と我々、責任を共有したということで、これは扱わせてください。

○委員 1点よろしい。

○会長 どうぞ。

○委員 この内容についてじゃないんですが、当日参加したというか行きました、要はそのテーブルに入れと言われたんですけど、僕が入ると毒を出すんで。見てたのは、運営の仕方をちょっと見させていただいたんですが、各テーブルに若い子から年配の方が入られて、いろんな意見を戦わせるというのはいいんですけども、テーブルテーブルである意味、答えが修練されていってしまうんです。

今後のやり方なんですけど、例えば若い人だけ、年配の方だけで、その年代である程度の結論を出したものを、今度はその出たものも戦わせるようなところというのも1つのやり方。というのは、さっき言ったようにテー

ブルテーブルで大体意見が修練していってしまうので、同じような形になってしまいますので、特に年代ごとの意見というのが一番重要だと思うので、年代ごとに分けた形で年代ごとに意見集約をして代表者が出てきて、それこそ、そこで討論するようなやり方も、両方の意見が聴衆が聞けるチャンスかなと思ったので、そういう運営の仕方今後やられるとおもしろいかなと思いました。

それから、もう一つちょっと感銘したのは、本当に1人でここまでお見えになったのかなという女の方が、市のほうから招待状というか公募みたいなのを。

○事務局 無作為抽出です。

○委員 無作為抽出ですね。そうですね。その方が見えて生き生きとしゃべられて、確かにそういうふうに声をかけるということが、そういう年配者が生かす場をそうやって呼ばれることで来られるということがすごくいいなと思いましたので、ぜひとも年配者の方、お迎えまで行くかどうかは別として、それで声をかけることもすごく重要だなと思います。

そのおばあさんと話したんですけど、「ここへ来るのがうれしかった」という一言がすごい印象的でした。たまたま横になって、この年配の方で、こういうようなことに興味あるように見えないし、まず1人じゃお見えになれんじやないかなと思って声かけさせてもらった感じだったので、そういうこともどしどしされるといいかなと思います。

雑感で申しわけない。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ、どうぞ。

○委員 私も何回か継続的に参加をさせてもらってます。今回も無作為の抽出で教え子が1人行ってくれたものですから後でまた感想を聞かなきゃなと思いながら時間がたってしまったんですが、毎年毎年積みあがってるなというのは本当に感じます。毎年毎年。いろんな意見を集約して、いい意見も、ちょっと

おしかりの意見もいろいろ書かれる場合もあるんじゃないかなと思いますので、その部分にはよくわかりますので、後はだからやり方の仕掛けの部分の中身の部分が、これはもう必ず毎年、工夫をされている部分なんで、ここは継続してやっていってほしいなという思いが強もちましたし、また今回は司会の方がすごくセミプロ風の感じで取り回しがうまかった。

また、いろんな意見もあったんでしょうけども、じゃないよという意見もあったかもわかりませんが、その感じの個性も発揮してくれたのかなというのが1つの着眼点としてはありましたので、6人形式がいいのか、8人形式がいいのか、テーブル形式がいいのか、長テーブル形式がいいのか、いろんなことをこれからも皆さんで吟味しながらよりよいものを作ってってもらえたらなという応援団の1人として、また来年も参加させてもらいたいと思います。

○事務局 よろしく願いいたします。

○会長 よろしいですか。

とはいっても、これは行政がやったわけじゃなくて実行委員会がやってるものですから、今日実は今回の実行委員長さんがここに来て報告してもどうかなというふうなことを言っていたんですけども、それはちょっと待ってくださいということで、できれば次回お願いできたらというふうに言ったんです。なぜかという、皆さんもやはりまだ具体的なデータ、参加した方は当日わかるけれども、参加されなかった方はやっぱり検証できないので、一度参加した方それから参加されなかった方、やはり当日の資料をもとにして一度検討していただいて、今後、市民まちづくり集会の発展に向けて建設的ないろんな提案をしていただけるような場をもちたいというふうに言いましたので、もし可能だったら今、皆さんが参加した人は具体的に多分メッセージ書けると思うので、準備いただいて事務局

に今年中でいいですから送っていただけるといいかなと思います。参加できなかった方はこれを読んで、当日に意見を持ってくる。

次回の会議のときにどうでしょう。実行委員長さん、可能であれば起こしいたいて、主催者として、またこういう客観的なデータを読んだ上で、今回の市民まちづくり集会の検証と次回に向けてどうでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 一度検討する。決定じゃなくて。ですから、委員の皆さんもそういうつもりで次回に向けて資料を読み込んできていただく。

〇〇さんとか〇〇さんの意見は矛盾してましたし。じゃあ、そういうことでお願いいたします。

では、(3) 新城市女性議会、これについて、事務局からお願いします。

○事務局 こちらも当日のアンケート結果のほうを事前に送らせていただきました。1枚物のものが、参加者が8名、当日、登壇された方の8名のアンケート集計になりまして、ホッチキスどめの傍聴者集計というものが、当日、傍聴に来ていただいた方のアンケート集計になります。

今年は52名の方が傍聴に来ていただきまして、アンケートにお答えいただいたのが49名ということになっております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

もちろん、今日初めてご覧になるので、ゆっくり見ていただいて、何か御意見ありますか。よろしいでしょうか。

事務局、何か提案ありますか。

○事務局 女性議会については今、準備中ですがけれども、ホームページ上で当日の様子が映像で見れますので、また少しお時間いただきますけれども、年明けぐらいにはもう見れるようになってるかなということで今、進めております。

○会長 じゃあ、こちらも次回までに1回お

読みいただいて、ぜひ女性議会の皆さんが励みになるようなコメントを準備いただけるようお願いいたします。

では続きまして、(4) 若者総合政策について、お願いします。

○事務局 こちらは資料は今日はありませんので、前回10月8日のときの第3回市民自治会議につけさせていただいた資料に、また御意見いただいて、最後、答申の中に若者総合政策のあり方、御意見いただけたらということで、よろしくお願いします。

○会長 以上ですね。

○事務局 はい。

○会長 これはいつまでに。

○事務局 次回の第5回、1月8日のときにいただければ、ありがたいです。

○会長 わかりました。1月8日にまた御用意ください。

それでは、その他について、事務局から何かありますか。

○事務局 引き続きまして、次回です。第5回は今申し上げたとおり1月8日水曜日の18時半から。その翌月の2月4日に第6回市民自治会議を開催したいと思っております。第6回で答申案までいきまして、2月中に答申までもっていけたらというふうには考えておりますけれども。

○会長 わかりました。2月4日、これ答申日じゃないですね。

○事務局 では、ないです。

○会長 わかりました。じゃあ、あと2回になってまいりましたので、皆さん、今日の資料を改めてよく御検討ください。

それでは、年明け1月8日が第5回になります。

資料の送付ですけども、これは大体、皆さんのところにいつぐらいになる予定ですか。予定で結構です。多分、直前になるんじゃないかなと思うんですけどね、今回は。

○事務局 そうですね。

○会長 お正月明けですから。皆さん、ちょっと御了解いただけますか。

まだ具体的な日にちは申しませんが、お正月を挟むということで次回までに少しタイトな検討時間、短くなると思いますけれども、これまでのことも踏まえて、また検討いただいた上で御参加いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

じゃあ本日、よろしいでしょうか。

それでは、本日、第4回の新城市市民自治会議、以上で終了します。どうもありがとうございました。